



平成 21 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 メ デ カ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 名	代 表 取 締 役 社 長 小 山 康 文 (J A S D A Q ・ コ ー ド 9 7 0 7)
問 い 合 わ せ 先	管 理 本 部 長 富 岡 慎 介 執 行 役 員
電 話 番 号	0 4 8 (6 3 1) 0 0 1 0

当社前代表取締役に対する当社からの訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、本日、当社の前代表取締役に対して損害賠償請求訴訟を提起しましたのでお知らせいたします。なお、本民事訴訟の提起については、会社法第 386 条第 1 項の規定により監査役が当社を代表することとなるため、平成 21 年 9 月 18 日開催の当社監査役会において決議を経ております。

記

1. 訴訟を提起した裁判所および年月日
さいたま地方裁判所 平成 21 年 9 月 18 日
2. 訴訟を提起した者（当社）
 - (1) 名称 株式会社メデカジャパン
 - (2) 本店所在地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目 9 番 6 号
大宮センタービル 13F
 - (3) 訴訟における代表者 当社常勤監査役 中尾 俊彦
3. 訴訟を提起した相手（被告）
当社前代表取締役 神成 裕
4. 訴訟の内容
 - (1) 請求金額
損害賠償金 4 億円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年 5 分の割合の金員
 - (2) 請求原因の概要
被告は、当社の代表取締役であった平成 19 年 4 月 11 日から同年 12 月 7 日にかけて、11 回にわたり、当社の取締役会決議を経ることなく、また、回収可能性等

について調査・検討等も行わないまま、株式会社ファイティング・ブル・インベストメント発行の合計76億円という多額の社債の引受けを決定・実施したが、これが詐欺によるものであったことが発覚し、当社は、社債のうち35億円について償還を受けることができなくなり、当社に同額の損害を与えたものです。

被告の行為は、取締役の善管注意・忠実義務に違反する任務懈怠であるため、上記35億円の損害につき、被告が会社法423条1項に基づく損害賠償責任を負うことから、そのうち4億円について損害賠償請求を行うものです。

なお、現時点では、神成氏の資産状況が把握できていないことから、回収可能性及び訴訟に要する費用を考慮して当社に生じた損害35億円のうちの4億円を一部請求しているものです。今後、神成氏の資産状況が判明した場合は、回収可能性に応じて請求金額を拡張する予定です。

5. 今後の見通し

本民事訴訟につきましては、今後の訴訟の進展に応じて必要な情報を開示する予定です。また、本民事訴訟の提起が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後本民事訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかになった場合には速やかに開示いたします。なお、過去の経緯につきましては平成20年3月31日付「社債償還の疑義に関するお知らせ」、平成20年5月9日付「特別損失の発生に関するお知らせ」及び平成20年8月28日付「刑事告訴に関するお知らせ」をご参照くださいませ。

以上